

自転車安全利用啓発動画の作成及び広報業務委託公募型プロポーザル  
質問・回答

令和8(2026)年4月20日  
栃木県生活文化スポーツ部  
くらし安全安心課

No	質問	回答
1	仕様書にて納品物は30秒の動画1本と規定されておりますが、限られた委託上限額の中で放映枠を確保するため、納品する30秒動画をベースに15秒版などを作成し、実際の広報展開においてはこちらを併用・放映する運用計画をご提案することは可能でしょうか。	契約金額の上限内であれば、30秒動画のほか15秒動画を作成いただくことは問題ございません。 ただし、広報展開においては30秒動画を基本とし、15秒動画の使用は最小限となるよう御提案ください。
2	広報の方法について「テレビCM又は映画館の上映前広告を想定」と記載されておりますが、これは当該媒体の利用を必須要件とする趣旨でしょうか。予算の範囲内で全世代への視聴機会提供という目的を達成するため、これら想定以外の媒体による広報をご提案した場合、仕様からの逸脱とはならず、審査対象として認めていただけますでしょうか。	テレビCM又は映画館の上映前広告のいずれかにおける広報は必須条件となります。 契約金額の上限内で他媒体による広報を御提案いただくことは問題ございません。